

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和元年箕面市条例第二十九号）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 箕面市いじめ問題対策連絡協議会（第二条―第四条）

第三章 箕面市いじめ等調整委員会（第五条―第八条）

第四章 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会（第九条―第十二条）

第五章 箕面市いじめ重大事態再調査委員会（第十三条―第十五条）

第六章 雑則（第十六条―第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、箕面市いじめ問題対策連絡協議会その他いじめの防止等の対策のための附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 箕面市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第二条 法第十四条第一項の規定に基づき、箕面市立学校、箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）その他のいじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体により構成される箕面市いじめ問題対策連絡協議会（以下この章及び第六章において「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第三条 連絡協議会は、前条に規定する機関及び団体（以下「関係機関等」

という。)の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、関係機関等の相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第四条 連絡協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、関係機関等に属する者及び教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める。

第三章 箕面市いじめ等調整委員会

(設置)

第五条 法第十四条第三項及び第二十八条第一項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、箕面市いじめ等調整委員会(以下この章及び第六章において「調整委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第六条 調整委員会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

一 いじめ、体罰その他児童等の教育に関して生じた問題の調整に関する事項

二 法第二十八条第一項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)への対処として学校が実施した事実関係の調査結果及び措置に関する事項

事項

三 重大事態に係る事実関係の調査に関する事項(第九条に規定する第

三者調査委員会に諮問する場合を除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第七条 調整委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調整委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、第二項に規定する者のうちから教育委員会が任命し、その任期は、任命の日からその者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

(調査補助員)

第八条 調整委員会は、第六条第三号に規定する重大事態に係る事実関係の調査を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。

2 調査補助員は、諮問された重大事態に関し利害関係を有せず、調整委員会が適当と認めた者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 調査補助員は、調整委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を調整委員会に報告するものとする。

4 調査補助員の任期は、第二項の規定による委嘱の日から調整委員会が

指示した調査補助の業務が終了する日までとする。

第四章 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会

(設置)

第九条 法第二十八条第一項の規定に基づき重大事態に対処するため、教育委員会の附属機関として、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会(以下この章及び第六章において「第三者調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十条 第三者調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて重大事態に係る事実関係について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第十一条 第三者調査委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から前条の規定による答申及びこれに伴う事務が終了する日までとする。

4 前三項に定めるもののほか、第三者調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第十二条 第八条の規定は、第三者調査委員会について準用する。

第五章 箕面市いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第十三条 法第三十条第二項の規定に基づき、市長の附属機関として、箕面市いじめ重大事態再調査委員会(以下この章及び次章において「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十四条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて重大事態に係る法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査審議し、答申するものとする。

(準用)

第十五条 第八条及び第十一条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第八条第二項及び第十一条第二項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第四項中「委員会規則で」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(守秘義務)

第十六条 連絡協議会、調整委員会、第三者調査委員会及び再調査委員会の委員（臨時委員を含む。）及び調査補助員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬)

第十七条 委員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 報酬の支給方法は、月の初日から末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を任命権者が定める日までに一括して支給する。ただし、任命権者が必要があると認める場合は、勤務一日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

(費用弁償)

第十八条 委員等が次に掲げる旅行をする場合は、費用弁償として旅費を支給する。

- 一 本市域外に住所又は居所がある者が、当該住所又は居所から所属公署に旅行する場合

二 公務により所属公署を離れて旅行する場合

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の規定中市長に属する事項（別表第二号に掲げる業務をする場合にあつては、同条例別表二の項に掲げる職員に属する事項）を準用する。

（報酬及び費用弁償の支給制限）

第十九条 市の職員が委員等を兼ねる場合については、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）第八条の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十一の項」を「六十の項」に、「六十二の項」を「六十一の項」に改め、同条第四項中「六十二の項」を「六十一の項」に改める。

別表中五十の項を削り、五十一の項を五十の項とし、五十二の項から六十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

（箕面市いじめ防止対策推進協議会条例の廃止）

3 箕面市いじめ防止対策推進協議会条例（平成二十七年箕面市条例第四号）は、廃止する。

別表（第十七条、第十八条関係）

一 委員等が会議に出席する場合

五	四	三	二		一
			臨時委員	委員	委員
調査補助員	箕面市いじめ重大事態 再調査委員会	箕面市いじめ重大事態 第三者調査委員会	箕面市いじめ等調整委 員会		箕面市いじめ問題対策 連絡協議会
			委員	委員	委員
日額	日額	日額	日額		日額
八、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円

二 委員等が重大事態に係る事実関係の調査のために関係者の陳述の聴取、検証、書類作成、打合せ等をする場合

<p>一時間につき一一、〇〇〇円を超えない範囲内で任命権者が定める額</p>
--

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する

規則（令和元年箕面市教育委員会規則第八号）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 箕面市いじめ問題対策連絡協議会（第二条―第五条）

第三章 箕面市いじめ等調整委員会（第六条―第八条）

第四章 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会（第九条）

第五章 雑則（第十条―第十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和元年箕面市条例第二十九号。以下「条例」という。）第二条に規定する箕面市いじめ問題対策連絡協議会、第五条に規定する箕面市いじめ等調整委員会及び第九条に規定する箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第二章 箕面市いじめ問題対策連絡協議会

（委員）

第二条 条例第四条第二項に規定する関係機関等に属する者は、次に掲げる者とする。

一 箕面市教育委員会の代表者

二 箕面市立小学校の代表者

三 箕面市立中学校の代表者

四 箕面補導地区少年補導協助力連絡会の代表者

五 箕面市民生委員児童委員協議会の代表者

- 六 箕面地区人権擁護委員連絡会の代表者
- 七 箕面市PTA連絡協議会の代表者
- 八 大阪法務局人権擁護部の代表者
- 九 大阪府池田子ども家庭センターの代表者
- 十 大阪府箕面警察署の代表者

(会長)

第三条 箕面市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準を定める規則（平成九年箕面市規則第二十五号）第二章に定める基準に該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

(意見の聴取等)

第五条 連絡協議会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

第三章 箕面市いじめ等調整委員会

(会議の非公開)

第六条 箕面市いじめ等調整委員会（以下「調整委員会」という。）の会議は、非公開とする。

(議事)

第七条 調整委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 調整委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第八条 第三条、第四条第一項及び第五条の規定は、調整委員会について準用する。

第四章 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会

(準用)

第九条 第三条、第四条第一項及び第五条から第七条までの規定は、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会(以下、「第三者調査委員会」という。)について準用する。この場合において、第七条中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(報酬)

第十条 連絡協議会、調整委員会及び第三者調査委員会の委員(臨時委員を含む。)並びに調査補助員(以下「委員等」という。)の報酬の支給日は、勤務した日の属する月の翌月の二十日とする。ただし、当該支給日が箕面市の休日を定める条例(平成二年箕面市条例第三号)第二条第一項に規定する市の休日にあたるときは、市の休日の前日を支給日とする。

2 委員等が重大事態に係る事実関係の調査のために関係者の陳述の聴取、検証、書類作成及び打合せ等をする場合の一時相当の報酬の額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額とする。

一 委員等が弁護士又は医師である場合 一一、〇〇〇円

二 委員等が大学の教授又は准教授である場合（前号に該当する場合を除く。） 八、三〇〇円

三 前二号に該当しない場合 五、五〇〇円
（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会、調整委員会又は第三者調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（箕面市いじめ防止対策推進協議会条例施行規則の廃止）

2 箕面市いじめ防止対策推進協議会条例施行規則（平成二十七年箕面市教育委員会規則第十六号）は、廃止する。

（招集の特例）

3 会長又は委員長及びその職務を代理する委員が不在の場合における連絡協議会、調整委員会又は第三者調査委員会の会議の招集は、箕面市教育委員会教育長が行うものとする。この場合において、当該会議に関する必要な事項は、箕面市教育委員会教育長が定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。